

令和 3 年 1 月 8 日

保護者 様

ふじみ野市立大井中学校
校長 榎 本 一 夫

3 学期の部活動の実施について

本市では 3 学期の部活動の実施について、市教育委員会から市内各学校に対してガイドラインが示されました。本校を含む市内各中学校では、このガイドラインに基づき、感染拡大防止に向けた最大限の配慮を行った上で、部活動を以下のとおり実施いたします。なお、お子様に発熱等の風邪症状が見られる時は無理をせず、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するようお願いいたします。

1 基本的な考え方

埼玉県教育委員会の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを部活動実施の条件とします。

- (1) 全国的な緊急事態宣言や、埼玉県において外出自粛要請が出されていない。
- (2) 埼玉県教育委員会による部活動禁止措置が講じられていない。
- (3) ふじみ野市教育委員会による臨時休業、学級(学年)閉鎖の措置が講じられていない。
- (4) 埼玉県が示すイベント開催制限の段階が「ステップ 2」以上に緩和されている。

※令和 3 年 1 月 7 日に政府から一都三県に対して緊急事態宣言が再発令されたことに鑑み、緊急事態宣言の発令期間中(1 月 8 日～2 月 7 日)の部活動については下記のとおりとします。ただし、発令期間が延長された場合はそれに準ずるものとします。

2 部活動の実施について

- (1) 平日・放課後の活動について

1 日の活動時間は、長くとも 2 時間程度までとし、感染拡大防止に努め、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

- (2) 平日・朝の活動について

上記(1)に準じ、各校の定めた方法による健康チェックを経た上で実施可とします。

- (3) 週休日の活動について

1 日の活動時間は、長くとも 3 時間程度までとし、感染拡大防止に努め、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。学期中は、週当たり 2 日以上上の休養日を設けます。なお、活動場所は自校の施設のみとします。

3 運動部の大会、文化部のコンクール等への参加について

運動部の大会や練習試合、練習会等への参加、文化部のコンクールや演奏会、練習会等への参加・実施について、緊急事態宣言発令期間中はなしとします。